

イ アの結果、必要がないと認められる本件貸付金のうち、仮に更なる支援の必要が認められる協会がある場合に当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、これに相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする

ウ ア及びイの本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 本件貸付金の規模の見直しを行い、本件貸付けが各協会に真に必要な額となるようにした。

イ アの結果に基づき、7年1月に、信用基金に対して通知を発して、必要がないと認められる本件貸付金に相当する出資金218億7376万円を信用基金から国庫に納付させることとした。これを受けて、信用基金は、7、8両年度に出資金をそれぞれ109億3688万円ずつ国庫に納付することとする中期計画の変更について、7年3月に農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、出資金を国庫に納付することとした。

一方、農林水産省は、本件貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制の整備について、引き続き検討して、信用基金等と調整の上、適切な処置を講ずることとしている。

(3) 鳥獣被害防止総合支援対策における軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等について

(令和5年度決算検査報告304ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等(以下「要綱等」という。)に基づき、事業主体に対して鳥獣被害防止総合対策交付金を交付している。要綱等によれば、鳥獣被害防止総合支援事業等については、計画期間の開始前年度等における対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の実績値(以下「基準値」という。)等を踏まえた軽減目標(計画期間の最終年度(以下「目標年度」という。)における対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の目標値)を記入した被害防止計画を市町村が作成することが要件とされており、この軽減目標を事業の目標とすることなどとされている。また、事業主体は、軽減目標の達成状況について、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県知事に報告すること、当該達成状況が低調な場合(基準値、目標値及び目標年度の実績値から算出した達成率が70%未満の場合)には、改善計画を作成することなどとされている。

しかし、被害面積について被害割合等^(注)を考慮せずに実被害面積より大きく算出していたこと、被害金額について実被害量を用いずに実被害金額より少なく算出していたことなどにより軽減目標の達成状況が適切に把握されていない事態、及び各市町村の区域内において、その被害金額が被害金額全体の2割以上を占めるシカ又はイノシシ(以下「大きな被害を及ぼしている鳥獣」という。)について、対象鳥獣ごとにみると軽減目標の達成状況が低調なものがあるにもかかわらず、全ての対象鳥獣に係る各数値をそれぞれ合計して算出した達成率(以

下「合算達成率」という。)が70%以上であることなどを理由として改善計画の作成及び次期被害防止計画(以下「次期計画」という。)における取組の強化のいずれも行われていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体及び市町村に対して実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、事業主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう指導すること

イ 事業主体及び市町村に対して、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣について、対象鳥獣ごとにみると達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における取組の強化を行うよう周知すること

(注) 被害割合 実被害量を鳥獣被害が発生しなかった場合に見込まれる収量で除するなどして算出した割合

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 7年4月に「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を改正するなどして、被害面積及び被害金額は実被害面積及び実被害金額を用いて算出することを明確にし、これらの算出が適切なものとなっているかを確認するためのチェックリストを同要領に追加することなどにより、事業主体及び市町村に対して実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を分かりやすく示すとともに、地方農政局等を通じて事業主体、市町村及び都道府県に対して当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう指導した。

イ 7年4月に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を改正するなどして、合算達成率が70%未満の場合のほか、大きな被害を及ぼしている鳥獣について、対象鳥獣ごとの達成率が70%未満の場合には、改善計画の作成又は次期計画における取組の強化を行うよう地方農政局等を通じて事業主体及び市町村に対して周知した。

(4) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出について

(令和5年度決算検査報告312ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

水産庁は、水産物の安定供給の確保等の実現を図るなどのために、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)に対して漁業経営安定対策事業費補助金を交付して水産業競争力強化基金(以下「基金」という。)を造成させている。機構は、基金を取り崩して助成を行う水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(以下「漁船導入事業」という。)を実施している。漁船導入事業は、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(以下「運用通知」という。)等に基づき、漁船を取得して中核的漁業者にリースにより貸付けを行う者(以下「事業主体」といい、事業主体から漁船を借り受ける中核的漁業者を「借受者」という。)に対して、事業主体が取得する漁船(以下「貸付対象漁船」という。)の取得費等の2分の1以内の金額を助成するものである。貸付対象漁船の貸付けを希望する者は、漁業所得の目標金額(以下、取組の目標として定められた数値目標を「KPI」という。)等を定め、5年以内